

**今後の国土利用の在り方に関する
検討状況（案）
（図表編）**

図表編 目次

1 これまでの国土利用計画

表 1 国土利用計画 (全国計画) 概要の比較

2 国土利用をめぐる基本的な変化

図1 人口密度別の人口と面積の推移

3 今後の国土利用の基本的な在り方

図 2 自然災害による死者行方不明者数の推移

図 3 災害原因別死者行方不明者の状況

図 4 地形分類別の人口、市街地の分布

図 5 最大傾斜度別人口の推移 (三大都市圏)

図 6 急傾斜地崩壊危険箇所と整備箇所数の推移

図 7 洪水ハザードマップ公表市町村数の推移

図 8 阪神・淡路大震災における兵庫県の死者の年齢別構成比率

図 9 小走りに何らかの障害が予想される高齢者 1人当たりの 15～64歳人口推計

図10 阪神大震災における要救助者の救出方法

図11 自主防災組織の活動状況

図12 水と緑のネットワークのイメージ

表 2 水と緑のネットワーク化により期待される効果について

図13 地形分類別の人口の変化

図14 市街化区域等における地形別自然面率の推移

図15 小規模丘陵地の土地利用の変化

図16 海岸近傍における土地利用の変化

表 3 地域類型別の景観要素 (試案)

図17 地方自治体で景観保全や景観づくりに係る規制・誘導を行っている具体的な対象

図18 地方自治体の景観条例・要綱の対象地域と具体的な指定地域

図19 年齢別の間伐対象面積と放置森林面積 (愛媛県の例)

図20 間伐実施状況

図21 要因別耕地のかい廃面積の推移

図22 重視すべき機能に応じた森林の3区分

図23 森林蓄積の推移

図24 木材自給率の推移

図25 CO2吸収量確保の見通しについて

図26 バイオマス資源の利活用

表 4 都市圏別2000年から2050年までの人口減少の影響 (趨勢値)

図27 市街地面積の推移 (2000年を1)

図28 市街地人口密度の推移

図29 市街地・郊外別の人口の推移 (1975年を1)

図30 都市圏別の大型総合スーパー店舗数

図31 通勤通学者 (15歳以上) の交通利用手段 (2000年)

図32 自家用車を利用する通勤通学者数の都市圏別割合

図33 市街地・郊外別の通勤通学手段 (三大都市圏)

図34 自然面率の推移と都市圏別の市街地・郊外等の自然面率の分布状況

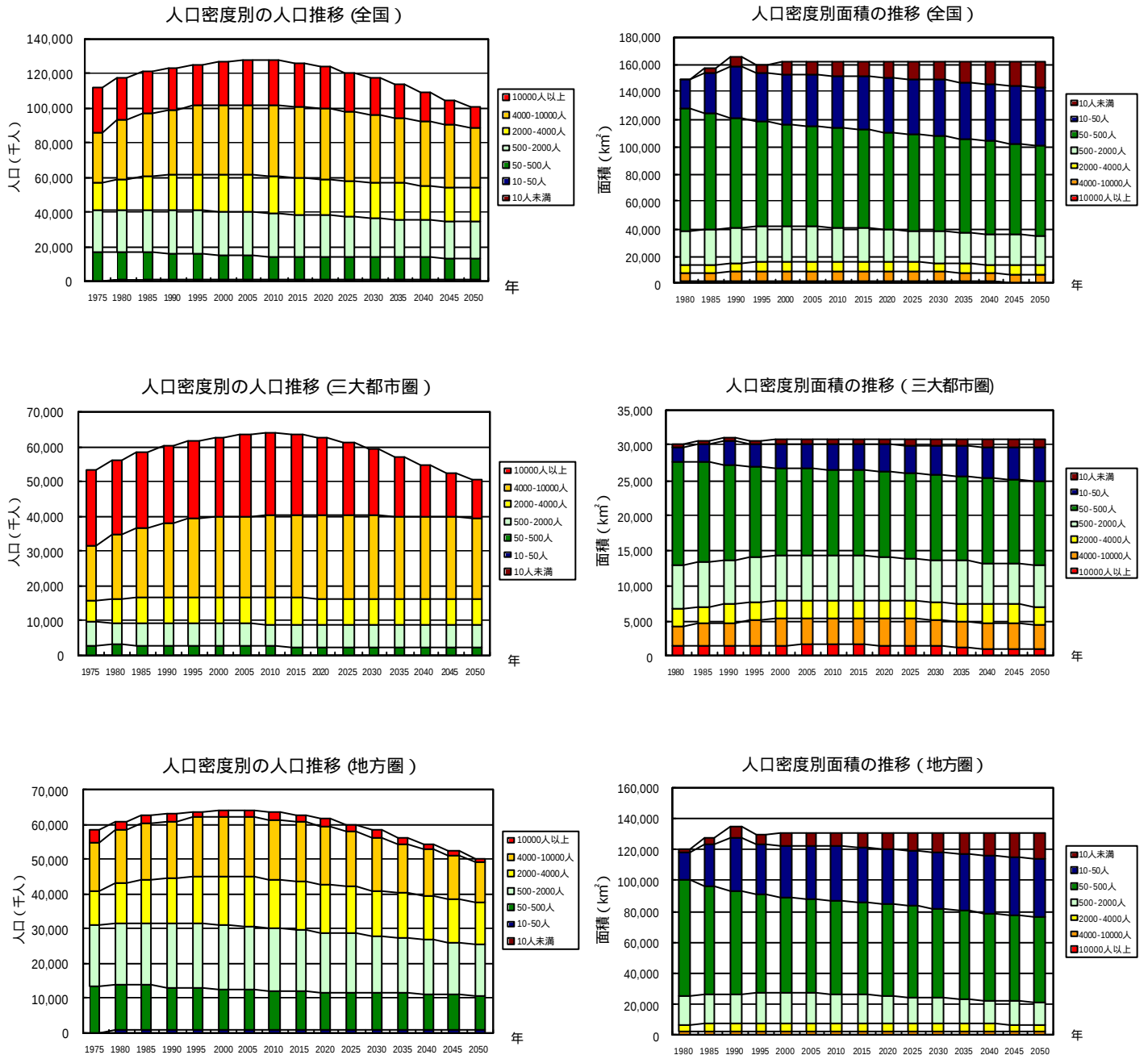
1 これまでの国土利用計画

表 1 国土利用計画 (全国計画) 概要の比較

	国土利用計画	第二次国土利用計画	第三次国土利用計画
閣議決定	昭和 5 1 年 5 月 1 8 日	昭和 6 0 年 1 2 月 1 7 日	平成 8 年 2 月 2 3 日
1. 国土の利用に関する基本構想 (基本理念)	(1) 国土利用の基本方針 ・地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図る	(1) 国土利用の基本方針 ・同左	(1) 国土利用の基本方針 ・同左
(基本的条件)	・引き続き人口が増加し、都市化が進展し、経済社会活動が拡大することを考慮	・人口は、2 1 世紀初頭には減少局面、都市化は進展の速度を緩め、経済諸活動は安定的に推移。当面の 1 0 年間は、都市化の進展、経済諸活動の拡大等が進むと予測	・高齢化、少子化の中で、人口の増勢は大幅に鈍化、都市化は地方都市が拠点性を高めるが、全体としては進展の速度は緩まる。経済諸活動は、構造変化を伴いながら、成熟化に向かうと予測
(土地需要)	・土地需要については、極力土地の有効利用を促進し、可能な限り、その節減を図らねばならない	・土地需要の量的調整に関しては、増勢は鈍化するものの、なお増加する都市的土地利用について高度利用を促進することにより効率化を図る。自然的土地利用については、自然循環システムの維持に配慮し、適正な保全を図る	・土地需要の量的調整に関しては、増勢は鈍化するものの、なお増加する都市的土地利用について高度利用及び低未利用地の有効利用を促進する。自然的土地利用については、自然循環システムの維持に配慮し、適正な保全と耕作放棄地の適切な利用を図る。
(土地利用の転換)	・土地利用の転換については、土地利用の可逆性が容易に得られないこと及び利用の転換に限界があることに鑑み、計画的な調整を図りつつ、慎重に行う	・土地利用の転換については、土地利用の可逆性が容易に得られないこと等に鑑みから計画的かつ慎重に行う	・土地利用の転換については、土地利用の可逆性が容易に得られないことかつ生態系をはじめとする循環系に影響を与えることから計画的かつ慎重に行う。
(質的向上)		・国土利用の質的向上に関しては、災害に対して脆弱な構造を持つ国土構造に鑑み、安全性を強化することが重要。快適性及び健康性については、地域の自然的及び社会的条件に則しつつ、国土の形成を図る必要がある	・国土利用の質的向上に関しては、状況の変化を踏まえ、安全で安心できる、自然と共生する持続可能な、美しくゆとりある国土利用といった観点が重要である。
(課題の実現)		・課題の実現に当たっては、低未利用地の利用促進を図るとともに、都市的及び自然的土地利用が混在する地域における利用区分ごとの土地の適切な配置と組合せの確保を図る	・課題の実現に当たっては、低未利用地の利用促進を図るとともに、都市的土地利用と自然的土地利用が混在する地域における利用区分ごとの土地の適切な配置と組合せの確保を図る
(配慮事項)			・今後の国土の利用に当たっては、首都機能移転及び地方分権の進捗状況を踏まえる必要がある
	(2) 利用区分別の国土利用の基本方向 ・農用地、森林、原野、水面・河川・水路、道路、住宅地、工業用地、公用・公共施設用地、海岸及び沿岸域の基本方向を定める	(3) 地域類型別の国土利用の基本方向 ・都市、農山漁村についての方向 (2) 利用区分別の国土利用の基本方向 ・農用地、森林、原野、水面・河川・水路、道路、住宅地、工業用地、その他の宅地、公用・公共施設用地、海岸及び沿岸域の基本方向を定める	(2) 地域類型別の国土利用の基本方向 ・都市、農山漁村、自然維持地域についての方向 (3) 利用区分別の国土利用の基本方向 ・農用地、森林、原野、水面・河川・水路、道路、住宅地、工業用地、その他の宅地、公用・公共施設用地、レクリエーション用地、低未利用地、沿岸域の基本方向を定める
2. 利用区分ごとの規模目標及び地域別概要	(1) 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標 ・目標年次は、昭和 6 0 年 基準年次は、昭和 4 7 年 ・規模の目標は別表 (2) 地域別の概要 ・地域の区分は、三大都市圏と地方圏 ・利用区分は、農用地、森林、原野、水面・河川・水路、道路、宅地、その他市街地の概要等を記述	(1) 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標 ・目標年次は、昭和 7 0 年 基準年次は、昭和 5 7 年 ・規模の目標は別表 (2) 地域別の概要 ・地域の区分は、三大都市圏と地方圏 ・利用区分は、農用地、森林、原野、水面・河川・水路、道路、宅地、その他市街地の概要等を記述	(1) 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標 ・目標年次は、平成 1 7 年 基準年次は、平成 4 年 ・規模の目標は別表 (2) 地域別の概要 ・地域の区分は、三大都市圏と地方圏 ・利用区分は、農用地、森林、原野、水面・河川・水路、道路、宅地、その他、市街地の概要等を記述
3. 必要な措置の概要	(1) 国土利用計画法等の適切な運用 (2) 地域整備施策の推進 (3) 土地利用に係る環境の保全及び安全の確保 (4) 土地利用の転換の適正化 (5) 土地の有効利用の促進 (6) 国土に関する調査の推進	(1) 国土利用計画法等の適切な運用 (2) 地域整備施策の推進 (3) 国土の保全と安全性の確保 (4) 環境の保全と国土の快適性及び健康性の確保 (5) 土地利用の転換の適正化 (6) 土地の有効利用の促進 (7) 国土に関する調査の推進及び成果の普及啓発	(1) 公共の福祉の優先 (2) 国土利用計画法等の適切な運用 (3) 地域整備施策の推進 (4) 国土の保全と安全性の確保 (5) 環境の保全と美しい国土の形成 (6) 土地利用の転換の適正化 (7) 土地の有効利用の促進 (8) 国土に関する調査の推進及び成果の普及啓発 (9) 指標の活用

2 国土利用をめぐる基本的な変化

図1 人口密度別の人口と面積の推移

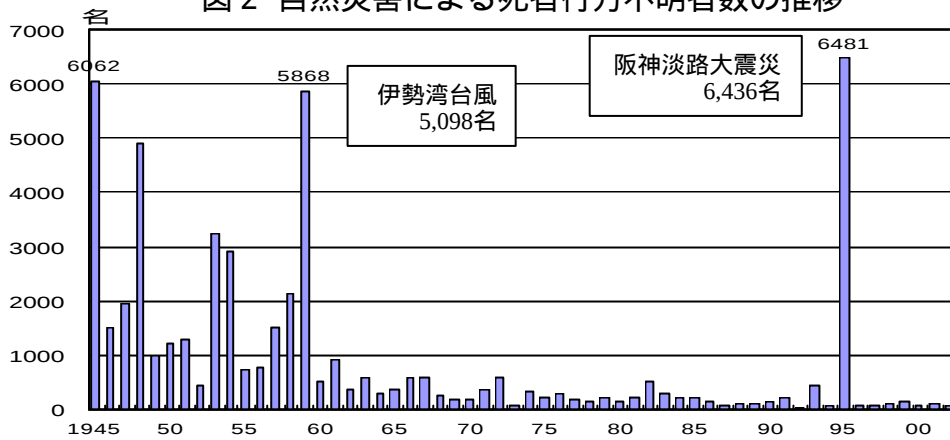


注：メッシュ別人口のデータは総務省「国勢調査報告」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成14年1月推計）」をもとに国土交通省国土計画局作成。2000年までは実績値、その後は国土計画局推計値である。推計は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成14年1月推計）」の中位推計をもとに、人口移動については、過去の趨勢に沿って移動率が減少していくと仮定して別途国土計画局において推計した市町村別人口増減率を当該市区町村に属するメッシュに一律に適用することにより行った。

3 今後の国土利用の基本的な在り方

(1) ハードとソフトを融合させた総合防災への転換

図2 自然災害による死者行方不明者数の推移



(出典)内閣府 防災白書より

図3 災害原因別死者行方不明者の状況

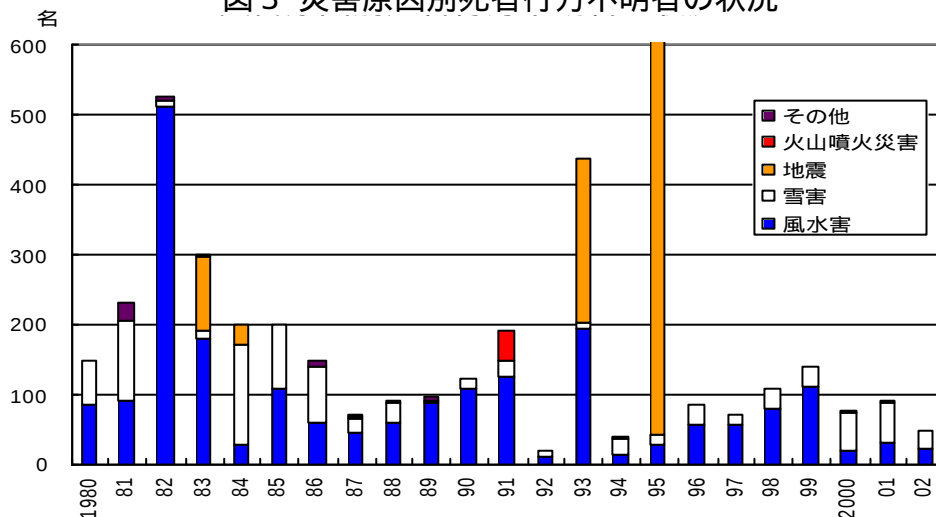
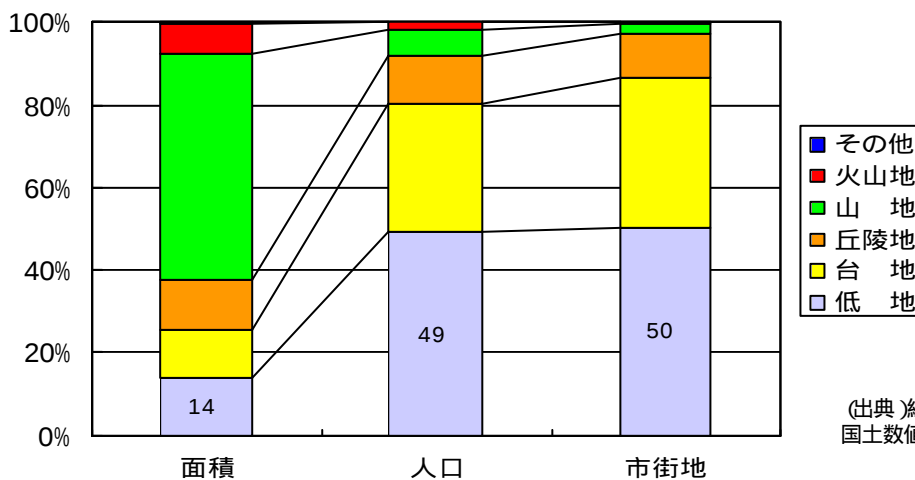


図4 地形分類別の人口、市街地の分布

(出典)内閣府 防災白書より



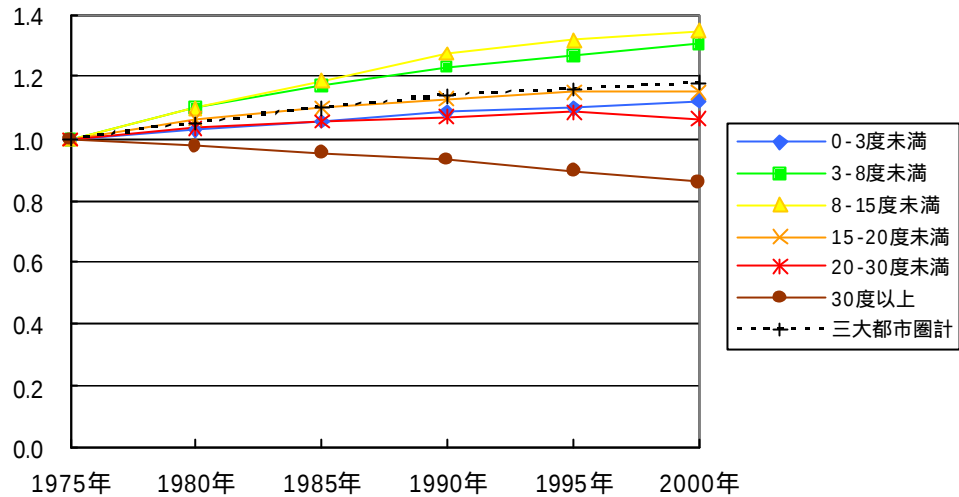
(出典)総務省統計局「国勢調査」および
国土数値情報より国土計画局作成

低地地域：国土数値情報では扇状地性低地、氾濫原性低地、三角州性低地、自然堤防、砂州であり、河川の沖積作用によりできた地域を指す。
市街地：3次メッシュ内人口密度が4000人/km²以上のメッシュ。

3 今後の国土利用の基本的な在り方

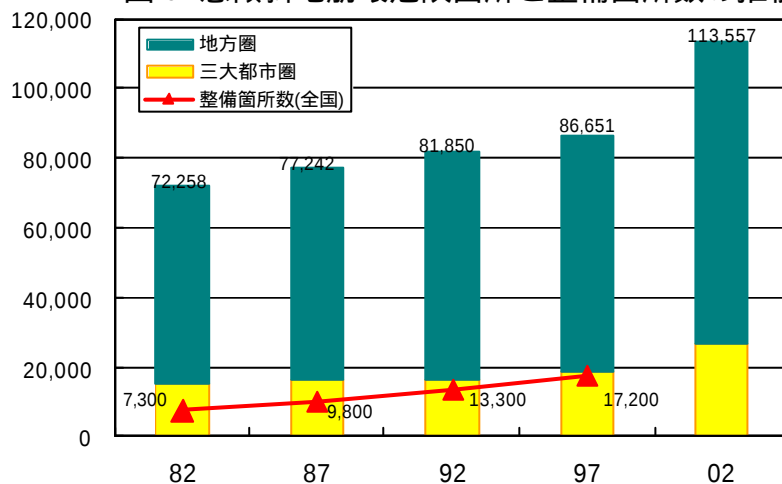
(1) ハードとソフトを融合させた総合防災への転換

図5 最大傾斜度別人口の推移 (三大都市圏)
(1975年の人口を1とする)



(出典) 総務省統計局「国勢調査」および
国土数値情報より国土計画局作成

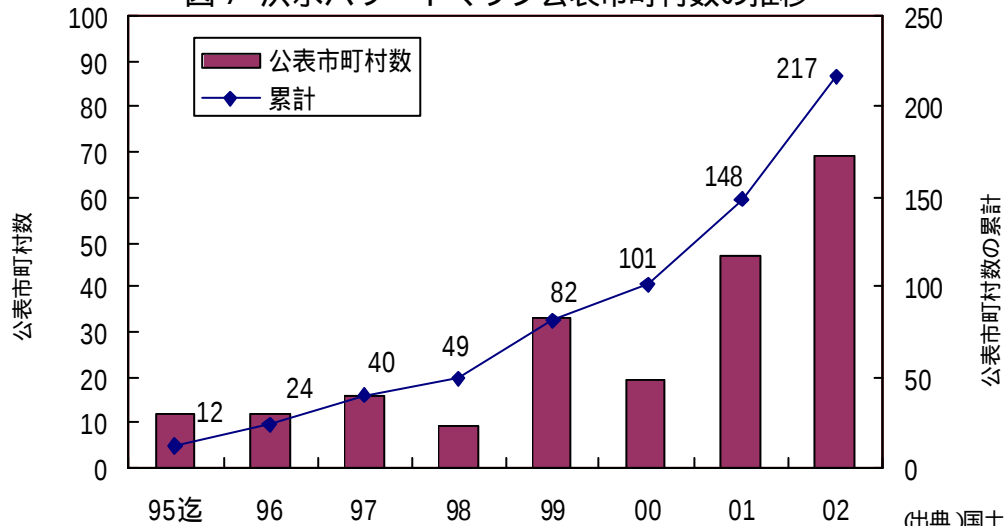
図6 急傾斜地崩壊危険箇所と整備箇所数の推移



急傾斜地崩壊危険箇所：
がけの斜度30度以上、
高さ5m以上の急傾斜地
で想定被害区域内に人家
5戸以上（公共建物5未満
を含む）

(出典) 国土交通省河川局資料より

図7 洪水ハザードマップ公表市町村数の推移



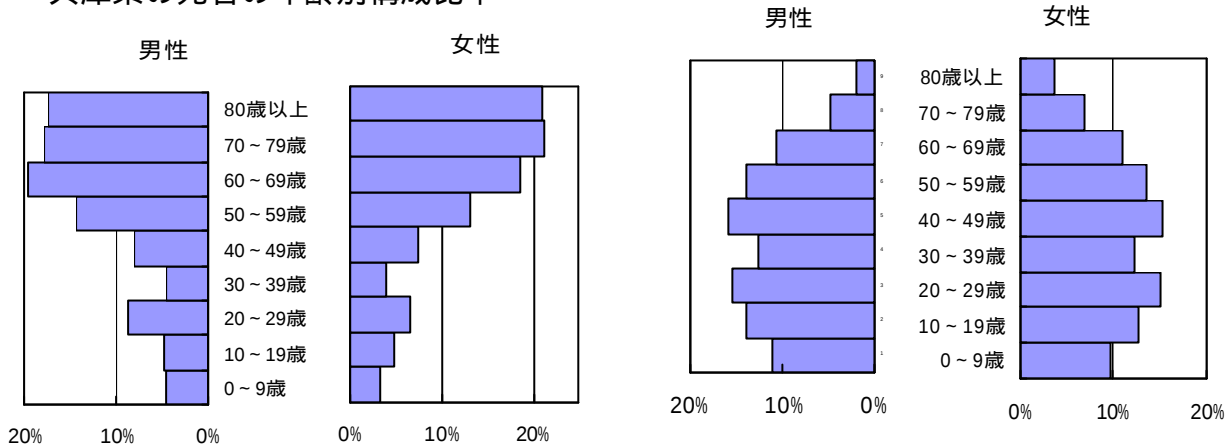
(出典) 国土交通省河川局調査より5

3 今後の国土利用の基本的な在り方

(1) ハードとソフトを融合させた総合防災への転換

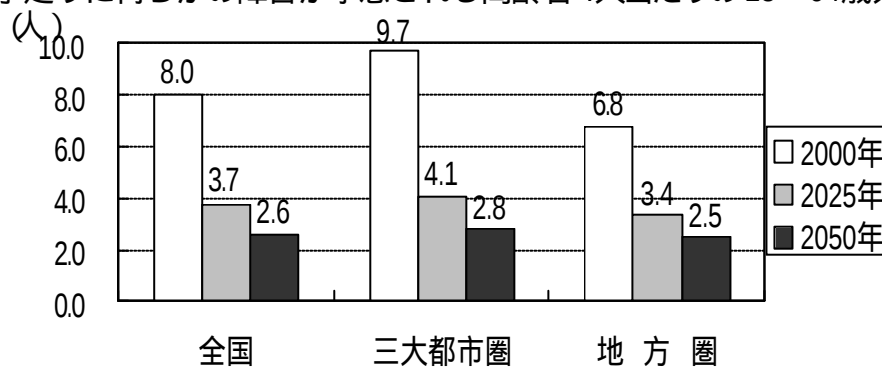
図8 阪神・淡路大震災における
兵庫県の死者の年齢別構成比率

(参考) 兵庫県の年齢別人口比率(平成6年10月)



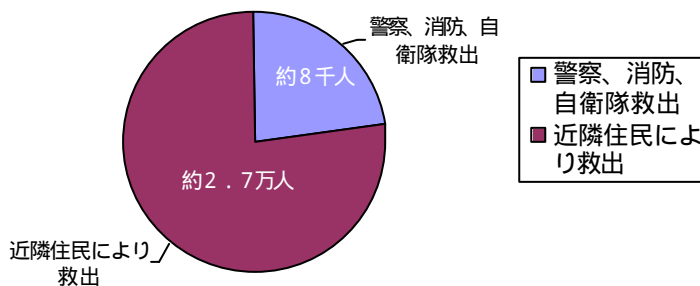
(出典) 総務庁統計局「平成6年10月1日現在推計人口」、消防庁「平成9年版消防白書」をもとに国土交通省国土計画局作成。

図9 小走りに何らかの障害が予想される高齢者1人当たりの15~64歳人口推計



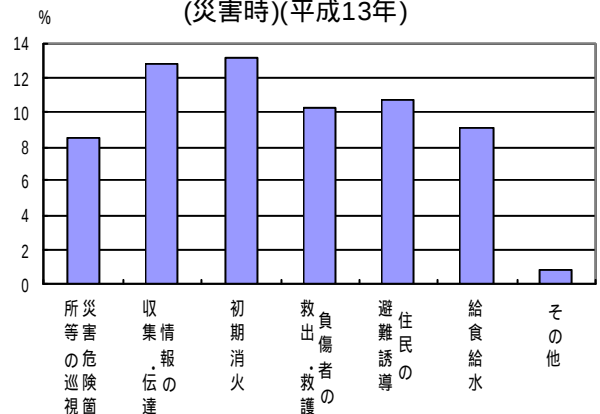
(注) 65歳以上の高齢者のうち、小走りに何らかの障害が予想される人数の算出については、秋山編著の『小走りが「できない」「むりすればできる」』の年齢(x)と出現率(y)の回帰式 $y=2.67 \times 148.74$ ($r=0.955$) を使用し、5歳ごとの中央の値を用いて推計。
(出典) 秋山哲男編著「高齢者の住まいと交通」(日本評論社1993.5)、総務省「平成12年国勢調査報告」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成14年1月推計)」をもとに国土交通省国土計画局作成。

図10 阪神大震災における要救助者の救出方法
(要救助者約3.5万人の内訳)



(出典) 河田恵昭「大規模地震災害による人的被害の予測」自然災害科学Vol.16(1997)』

図11 自主防災組織の活動状況
(災害時)(平成13年)



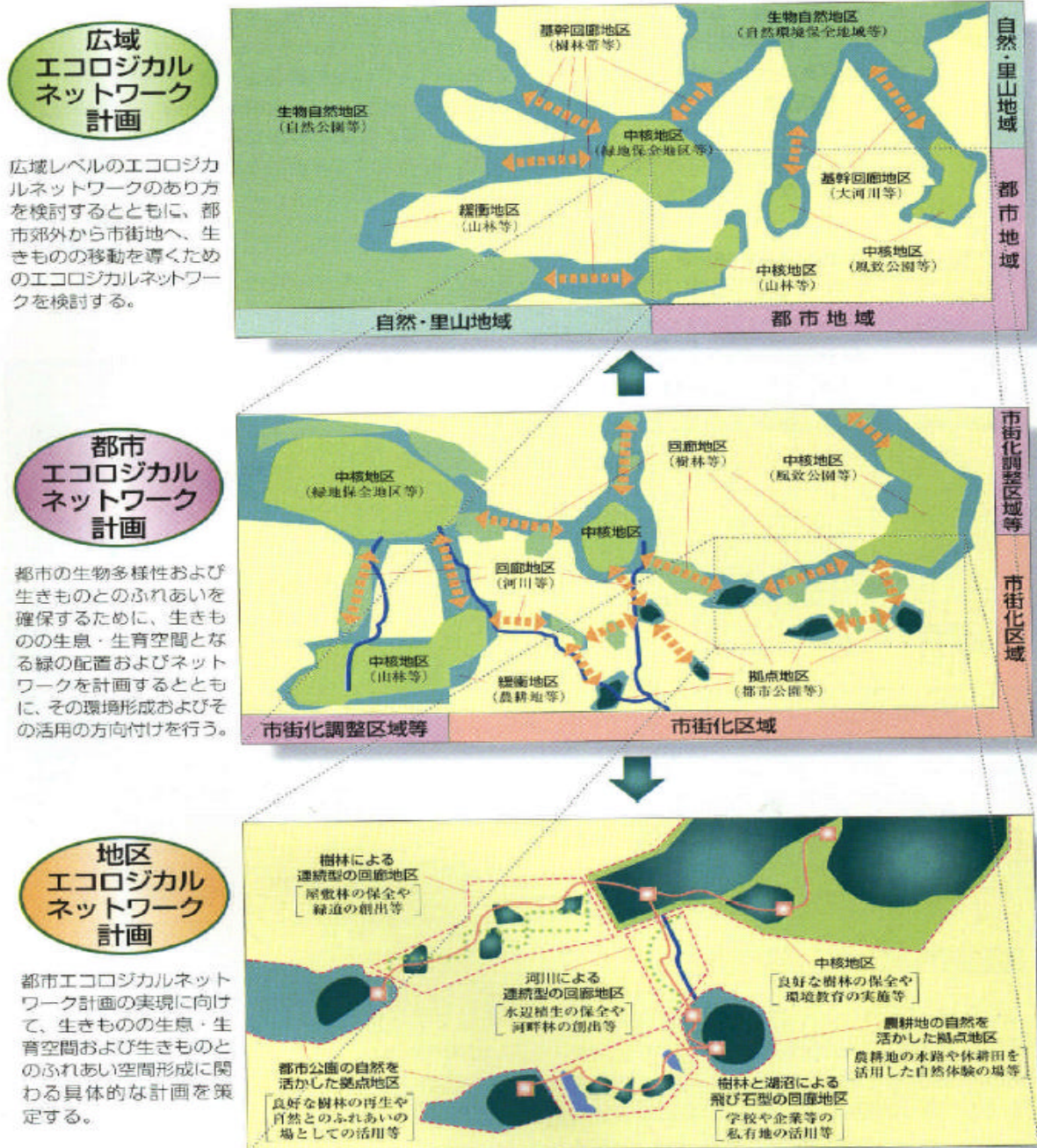
(出典) 総務省消防庁「地域防災行政の現況(平成15年1月)」

3 今後の国土利用の基本的な在り方

(2) 水と緑のネットワークの形成

図12

水と緑のネットワークのイメージ



都市のエコロジカルネットワーク（財）都市緑化技術開発機構編集、2000年、ぎょうせい）より抜粋

3 今後の国土利用の基本的な在り方

(2) 水と緑のネットワークの形成

表2 水と緑のネットワーク化により期待される効果について

項 目	内 容
野生生物の生息・生育空間としての機能	✓ 樹林面積規模や、樹林帯の幅員が増すと、鳥類では出現種数が増し、生物多様性の保全に繋がる。 ✓ 生物の生息・生育環境の保全の規模として、例えば1haの緑地はシジュウカラ1つがいが生息できる規模、樹林内の植生が維持される規模であるとされる。 ✓ 1ha規模の緑地が点在することは鳥類にとって飛び石状の移動経路となり、幅員10～15mの緑地帯はキツネなどの移動経路になるとされる。
都市環境の改善（ヒートアイランド現象の緩和）	✓ 市街地の緑地内は夏季晴天時の日中、周辺と比較して低温になる。 ✓ 街路樹の緑陰の内外では、0.5～1.5度の気温差が生じる。 ✓ 大規模な河川では周辺と比較して3度程度の気温の低下が見られる。 ✓ 緑地や河川は冷気のにじみ出しにより周辺の気温を下げ、河川には市街地へと冷気を運び込む「風の道」を作る出す効果がある。 ✓ 東京都心部の1万haについて、現実的な緑地保全・緑化施策を講じた場合、平均気温が0.3度低下するというシミュレーションの結果が出ている
防災の機能	✓ 公園緑地等のオープンスペースは、災害時には避難や救援、復旧の拠点となり、河川沿いのオープンスペースは物資運搬の拠点となる。 ✓ 緑化された道路は安全な避難経路であり、延焼遮断帯として機能する。 ✓ 緑地は洪水調節、土砂流出の防止、津波に対する防備林、緩衝帯としての機能を有する。
大気汚染物質等の低減・希釈の機能	✓ 樹木は、汚染物質を葉から体内に吸収させる、葉へ付着する、また拡散や希釈・沈降により大気浄化する効果がある。 ✓ 胸高直径30cmのクスノキ1本が吸収する汚染ガス（大気中のSO₂濃度0.011ppm、NO₂濃度0.082ppmの場合）は、それぞれ240gSO₂/yr、320gNO₂/yrという実験結果が出ている。 ✓ 沿道の緑地帯をモデル化して、樹木群としての吸収量を推定すると、自動車から排出される汚染物質の数パーセントを吸収しているという結果が示されている。 ✓ 樹木の平均的葉面積を10m²/本、植栽密度を2500本/haとしたときの粉塵吸着量は、約40kg/ha/年（自動車から排出される量の数%～10%程度）であるという実測結果に基づいた予測が示されている。
騒音緩和の機能	✓ 樹木の葉、枝、幹が音を反射し、吸収することにより、遮音、防音効果が得られる。 ✓ 樹林による減音と距離により自然減衰を加えた有効な減音量を総じて幅50mの樹林で7～18ホン、幅100mで24～25ホンの減音効果がある。 ✓ 20m幅員の緑地は、樹林による減音と距離による自然減衰を加えた有効な減音量を総じて7～9dbの減音効果がある。 ✓ 緑地の騒音緩和は、人がうるさいと感じる高周波域で顕著であり、葉擦れの音や梢でさえずる小鳥の鳴き声が騒音を覆うマスキング効果を持ち、心理的な騒音低減効果も加味することができる。

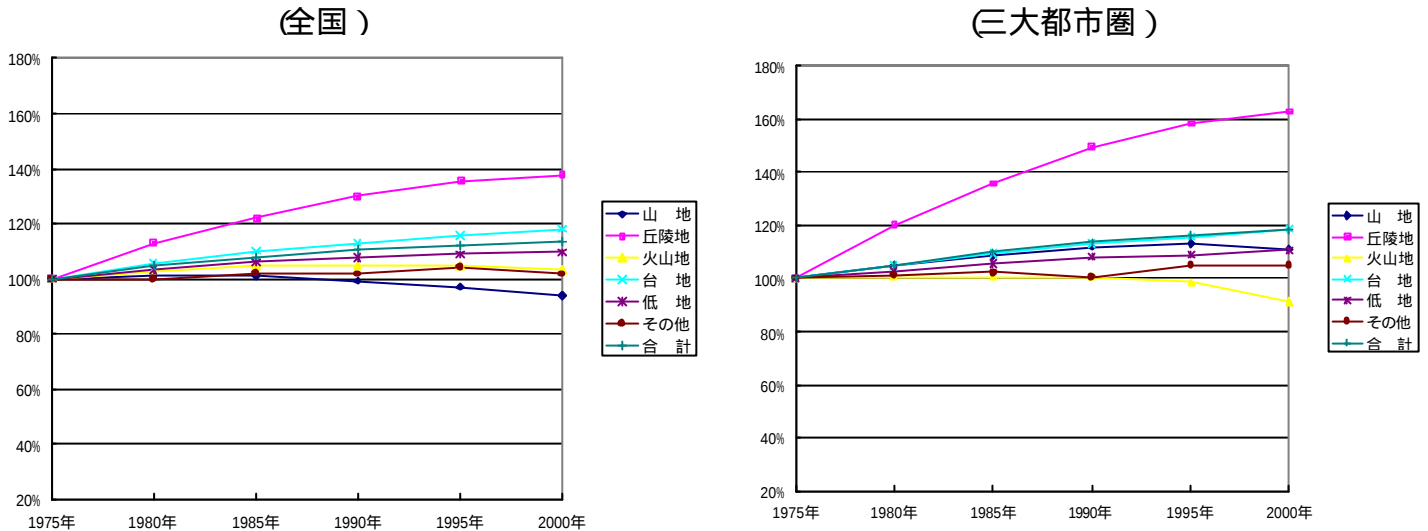
自然との触れ合い、環境教育の機能	✓ 緑地、河川などにおける自然との触れ合いが人間にもたらす効果は生理的・心理的の両面に及び、リラックス効果や心の安らぎ効果、緑による視覚・肉体疲労回復効果、持久力向上効果、心理的騒音低減効果などが確認されている。 ✓ 都市部において自然体験学習の場を提供することは、健全な人間性の形成に役立つものとされる。 ✓ 自然環境教育の必要性として、虫取りや星空の観察などの自然体験が豊富な子供ほど、バスや電車で席を譲るなどの道徳観、正義感が身に付いている傾向が見られることなどがある。 ✓ 環境学習の機会は、観察、管理作業等の単発的なイベントの呼びかけから始まることが多いが、実際に参加した人の中から継続的なボランティア活動が発生するケースが多く、自然環境保全の意欲が増進した結果であるといえる。
景観の機能	✓ 壮大な自然景観、古くから親しまれている史跡・名勝と一体となった美しい景観等は、人々の観光・鑑賞等のレクリエーション活動の場として重要である。 ✓ 都市の緑豊かな河川や緑化された道路は、公園緑地等の緑と一体となって都市景観を良好に保つ効果が認められている。 ✓ 河川景観は人間に対し潤いを与え、ストレス軽減効果があるとされている。 ✓ 河川の上流部ではリラックスを促し、中・下流部でそれがやや低下、下流部の排水口でストレスを発生させたという調査結果もある。
レクリエーションの機能	✓ 河川緑地は水辺の自然とのふれあい効果など多様なレクリエーション空間を創出する。 ✓ 緑化された道路は、ジョギング、散歩などに利用され、公園緑地等の緑の拠点と繋がることで、レクリエーションの場のみならず、通勤・通学・買い物など日常生活で利用され生活環境に潤いを与え、安全で快適な生活ネットワークを形成する。
参画	✓ 本格的な参画型社会の到来を迎えた今日、緑地は市民活動の舞台や地域作りの手段として重要となり、市民参加の推進に役立っている。 ✓ 市民グループによる里山管理、NPO法人による緑地管理など、緑を介在した市民活動は、気軽に参加しやすく、成果が分かりやすい、魅力が多い（ふれあえる、学習できる、交流できる、いきがい・やりがい発見など）等、参加者の高い評価を受けることが多い。 ✓ 多くのNPO法人が「まちづくり活動」「環境の保全活動」を定款に記載しており、多くの市民団体が緑地の保全・創出・管理に係る活動に関与していると推察されている。

環境省自然環境局、生態的ネットワークのあり方に関する調査、2004年3月を一部変更

3 今後の国土利用の基本的な在り方

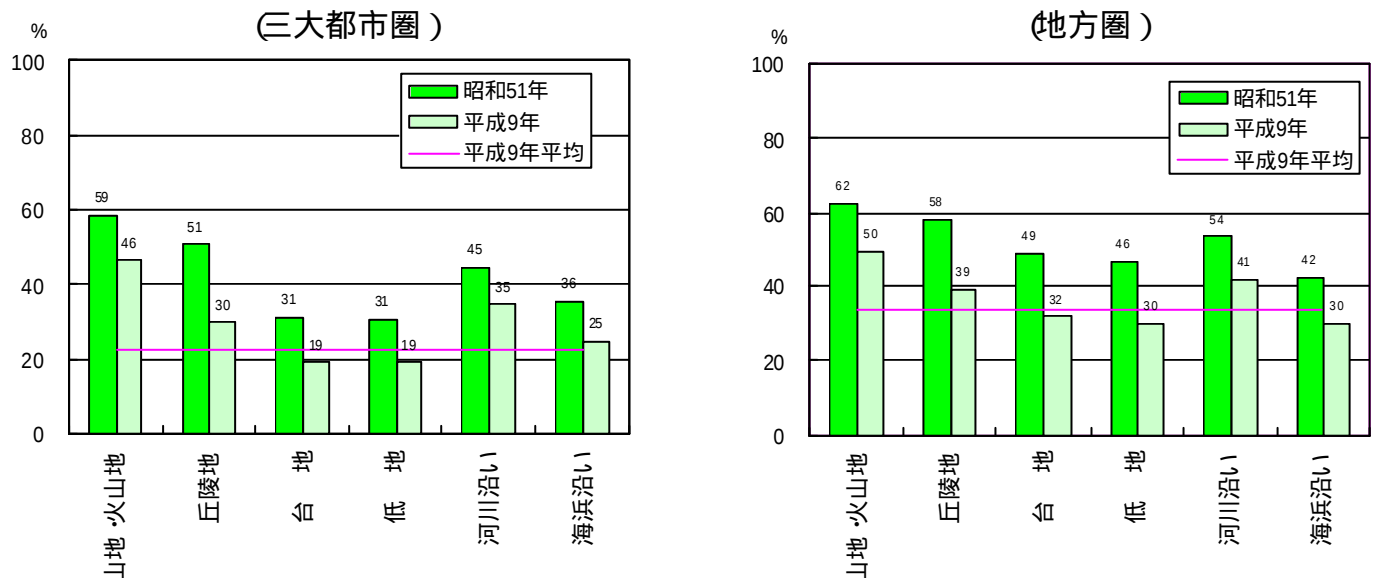
(3) 自然環境と人間活動が調和するランドスケープの形成

図13 地形分類別の人口の変化



(出典) 総務省統計局「国勢調査」および国土数値情報より国土計画局作成

図14 市街化区域等における地形別自然面率の推移



(注) 都市地域：国土数値情報の指定地域面積（昭和60年）において、3次メッシュ内の用途地域、市街化区域、市街化調整区域、都市計画区域（用途地域等を除く）の面積の和が、当該3次メッシュ面積の50%以上を占める地域
市街化区域等：都市地域のうち市街化区域と用途地域の面積の和が、都市計画区域（用途地域等を除く）と市街化調整区域の面積の和よりも大きい地域
自然面率：国土数値情報の土地利用区分において、3次メッシュ内の田、その他の農用地、森林、荒地、河川地及び湖沼、海浜の面積が当該3次メッシュ面積に占める割合

出典：国土数値情報により国土計画局作成

3 今後の国土利用の基本的な在り方

(3) 自然環境と人間活動が調和するランドスケープの形成

図15 小規模丘陵地の土地利用の変化

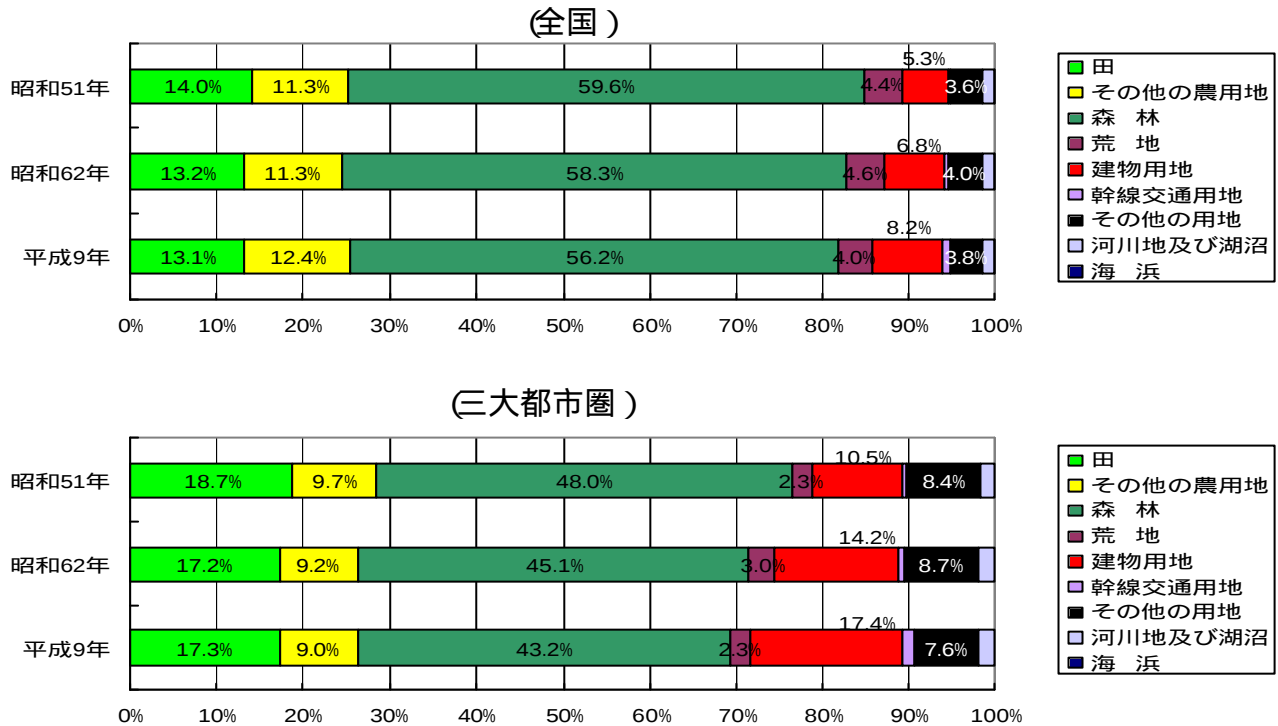
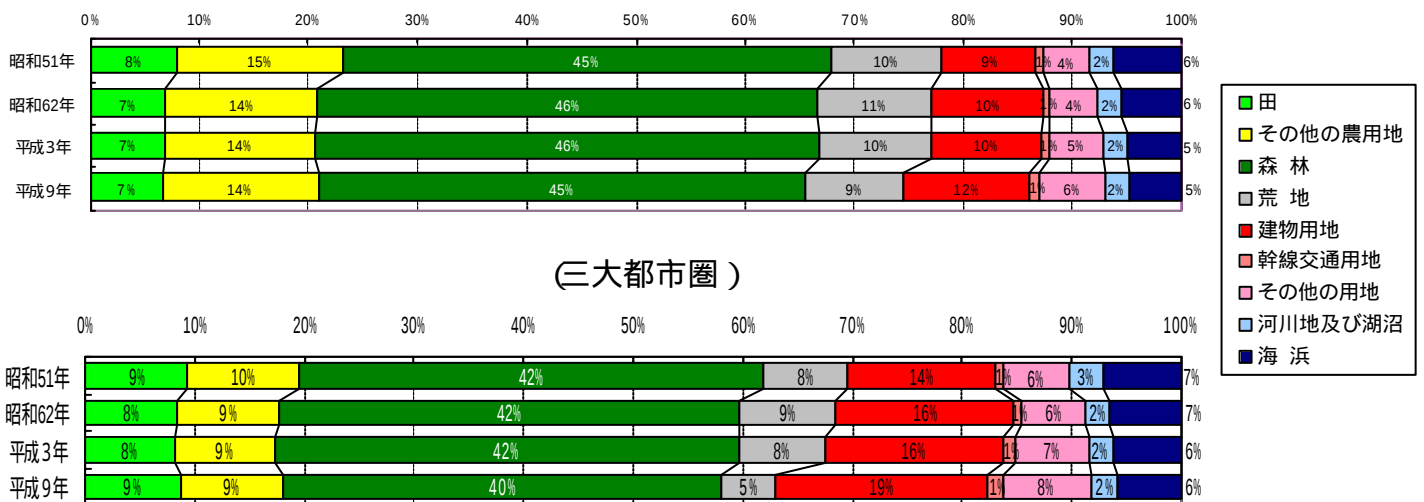


図16 海岸近傍における土地利用の変化 (全国)



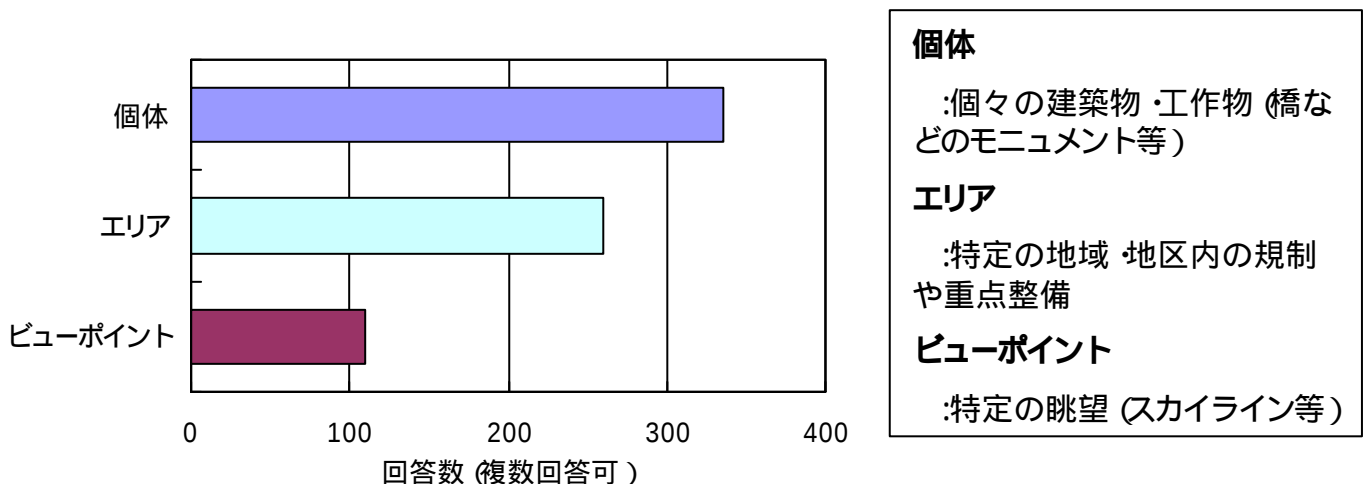
3 今後の国土利用の基本的な在り方

(3) 自然環境と人間活動が調和するランドスケープの形成

表3 地域類型別の景観要素 (試案)

	歴史・文化的景観	自然的・土地的景観
都市部	都市景観 (街並み等) 地方都市の中心市街地のまちづくり	都市内緑地、農地、水辺 ・土地開発のため減少
都市郊外部	鉄道沿線・駅周辺景観 ・地域個性のない全国一律的な景観	緑地、自然地形 ・住宅地の拡大による地形の毀損 ・土砂採取、廃棄物問題 沿道景観
多自然居住地域 (農山漁村)	農山漁村景観 ・地域内で景観の価値が認められにくい ・棚田等の歴史的景観資産は経営面から非効率	二次的自然 ・里山の荒廃 ・担い手の減少による森林、農地の維持管理の困難
自然維持地域	世界遺産 (自然遺産) 等	山地、河川・湖沼、海岸等の自然地形 ・周辺の土地開発による景観の毀損 原生自然、自然公園等

図17 地方自治体で景観保全や景観づくりに係る規制・誘導を行っている具体的な対象



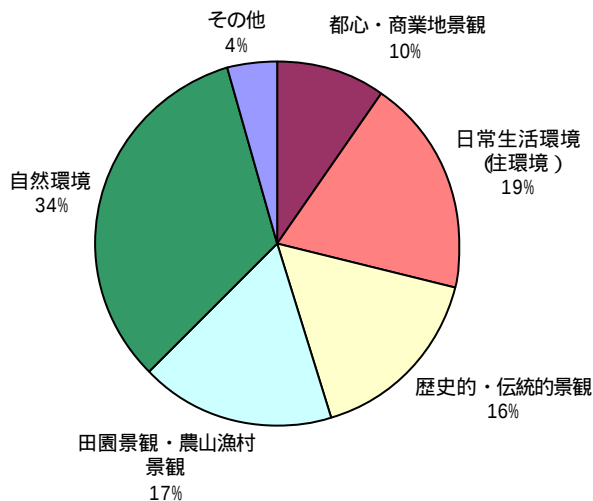
出典:国土計画局「美しい国土」づくりのための課題整理・発見に係る基礎調査」自治体アンケート(平成16年1～2月実施)。景観条例・要綱を持つ地方自治体471団体に発送、回答307団体(回収率65.2%)、うち都道府県22、特別区8、市町村277

3 今後の国土利用の基本的な在り方

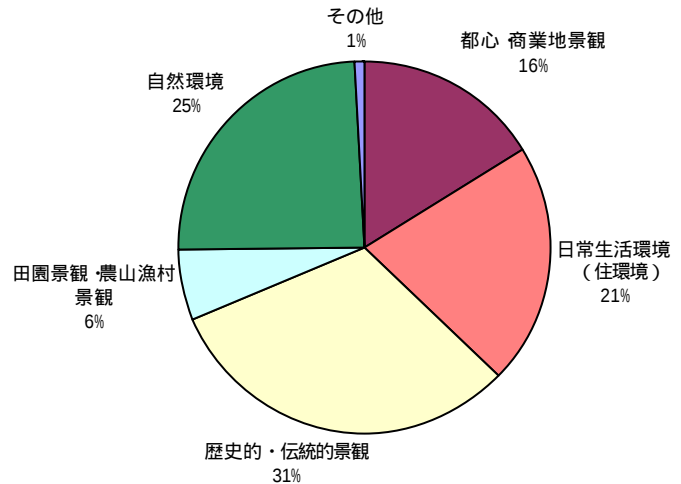
(3) 自然環境と人間活動が調和するランドスケープの形成

図18 地方自治体の景観条例 要綱の対象地域と具体的な指定地域

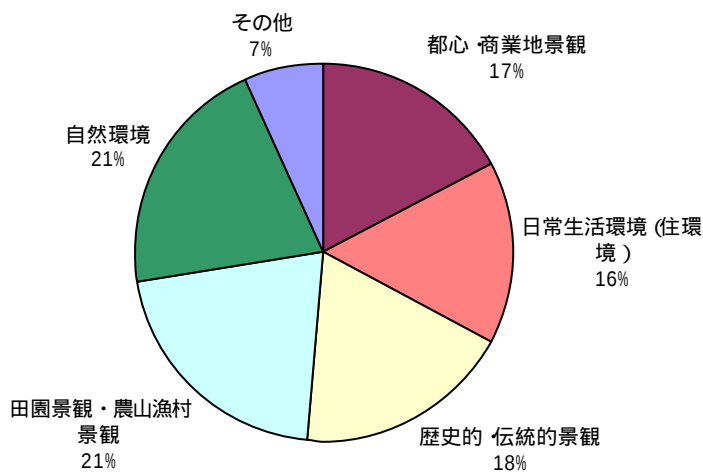
市町村の景観条例 要綱の対象地域



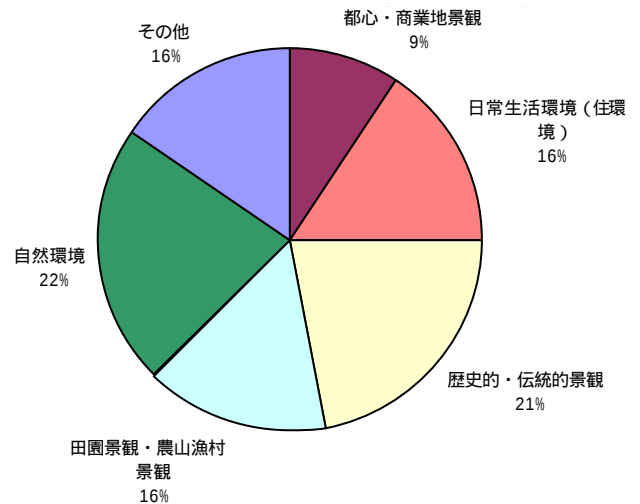
市町村の景観条例 要綱の具体的な指定地域



都道府県の景観条例 要綱の対象地域



都道府県の景観条例 要綱の具体的な指定地域



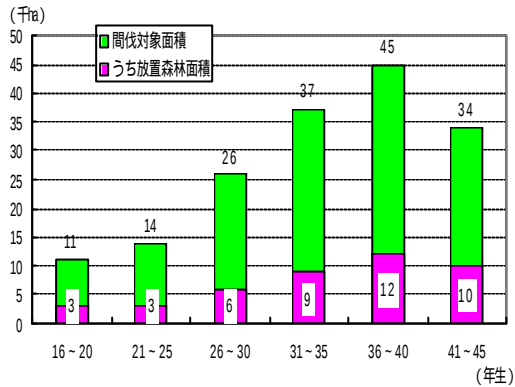
出典：国土計画局「美しい国土」づくりのための課題整理・発見に係る基礎調査」自治体アンケート(平成16年1～2月実施)。景観条例・要綱を持つ地方自治体471団体に発送、回答307団体(回収率65.2%)、うち都道府県22、特別区8、市町村277。各項目について複数回答可

3 今後の国土利用の基本的な在り方

(4) 森林、農地の選択的管理と国民的経営

森林・農地の管理水準の低下

図19 年齢別の間伐対象面積と放置森林面積
(愛媛県の場合)



出典：林野庁「平成14年度 森林及び林業の動向に関する年次報告」より
資料：愛媛県「愛媛県放置森林管理システム検討結果報告書」

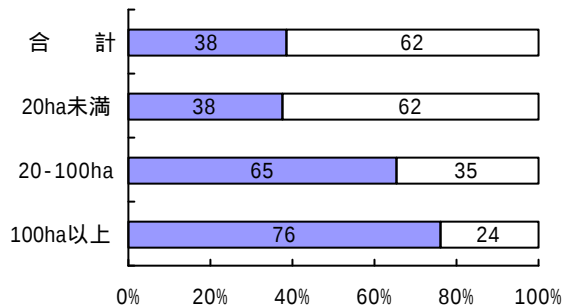
主：1) 水土保全機能の高い森林の、間伐対象森林面積と放置森林面積である。「水土保全機能の高い森林」は、同県の地域森林計画において、山地災害防止機能又は水源かん養機能が第一に発揮されるべきとして区分されている森林

2) 「放置森林」とは
16~45年生の針葉樹人工林で過去10年間に施業が全く行われていない。立木の過密化が原因で、気象災害や病虫害のおそれや荒廃が見られる。

森林所有者による施業が期待できないのいずれにも該当する森林

3) 間伐対象森林は、16~45年生のスギ、ヒノキ等針葉樹人工林

図20 間伐実施状況

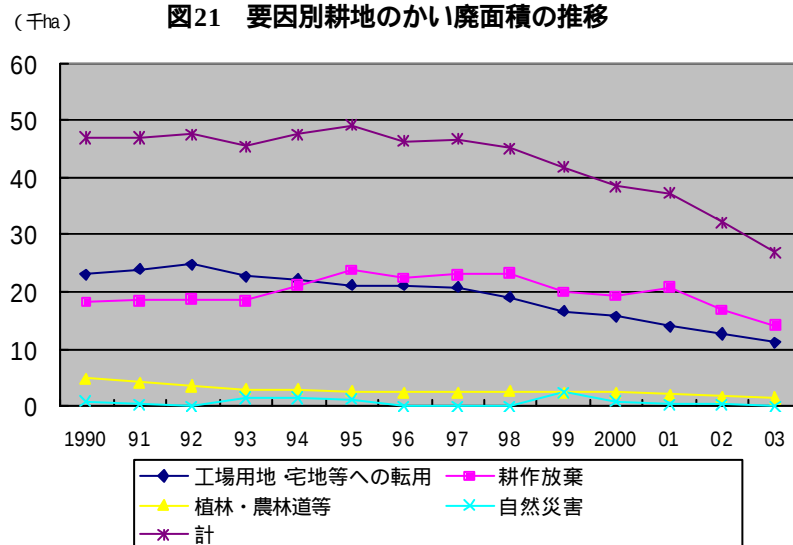


■ 間伐した □ 間伐しなかった

資料：農林水産省「山林保有者の林業生産活動に関するアンケート」(平成9年11月)

注：1) 間伐実施状況は、間伐を実施した林家と間伐対象山林があるにもかかわらず間伐を実施しなかった林家数の構成比である

図21 要因別耕地のかい廃面積の推移



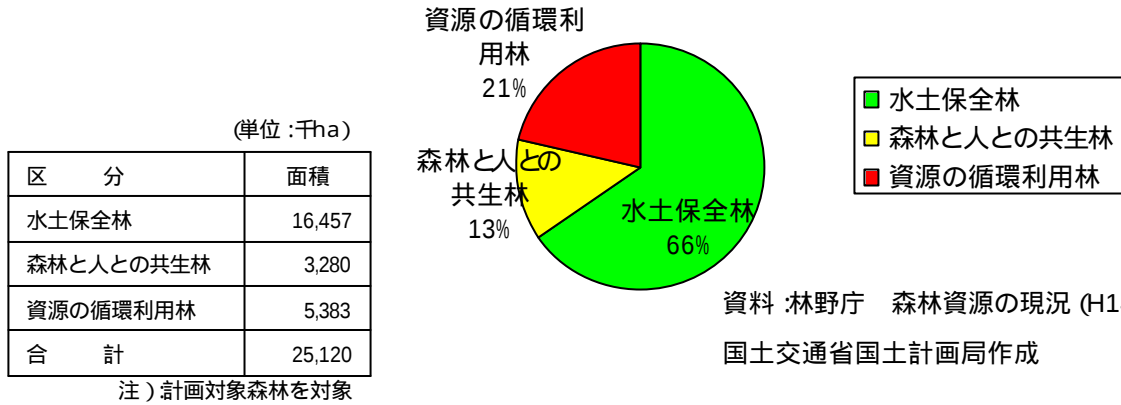
資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」

注：耕作放棄によるかい廃は、翌年以降転用された場合は再度かい廃面積として計上されるため、累計しても耕作放棄地面積にはならない。

3 今後の国土利用の基本的な在り方

(4) 森林、農地の選択的管理と国民的経営

図22 重視すべき機能に応じた森林の3区分



持続的に利用可能な資源量の試算

(国土交通省国土計画局作成)

森林の成長量分の範囲内で森林資源を利用することにより、資源量を減少させることなく持続的な森林利用が可能となる。

< 現状での森林の供給力の試算 >

蓄積増加分 + 伐採量 = 成長量とし、

$$\begin{aligned} \text{H7} \sim \text{H13} \text{成長量} &= (\text{H13総蓄積} - \text{H7総蓄積}) + \text{H7} \sim \text{H13伐採量} \\ &= 4,040 \text{百万m}^3 - 3,483 \text{百万m}^3 + 182 \text{百万m}^3 \\ &= 739 \text{百万m}^3 \end{aligned}$$

よって、1年当たり成長量 = $739 \text{百万m}^3 / 7 \text{年}$

$$= 106 \text{百万m}^3 / \text{年}$$

一方、森林のCO₂吸収として1300万炭素トンを蓄積する必要があり、木材としての蓄積量に換算すると

$$33 \text{百万m}^3 / \text{年}$$

成長量の中で持続的に可能な資源量 = $106 \text{百万m}^3 - 33 \text{百万m}^3$

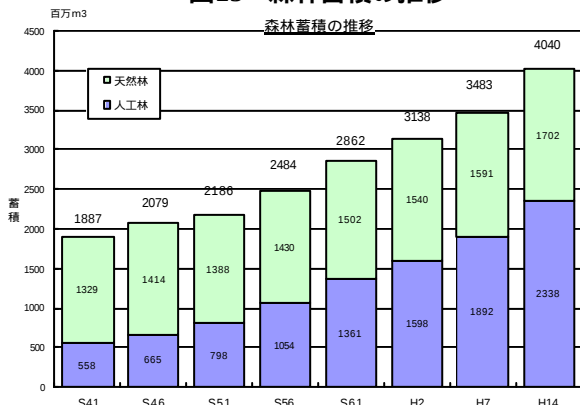
$$= 73 \text{百万m}^3$$

実際に伐採可能な森林の割合を森林全体の7割、素材生産の歩留を8割とすれば、

持続的に利用できる森林資源の供給量 = $73 \text{百万m}^3 \times 0.7 \times 0.8$

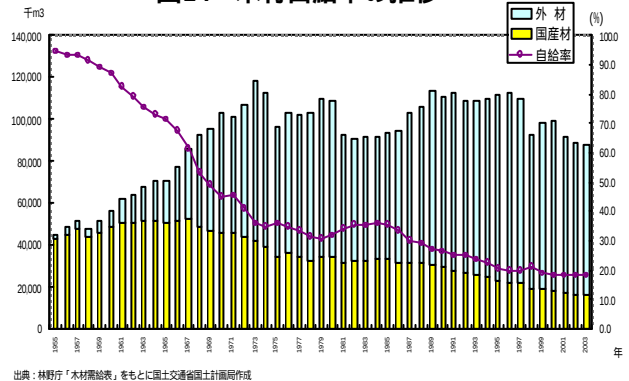
$$= 41 \text{百万m}^3 / \text{年} \quad (\text{H15国産材利用量の約2.5倍})$$

図23 森林蓄積の推移



林野庁 森林資源の現況 (平成14年3月31日現在)

図24 木材自給率の推移

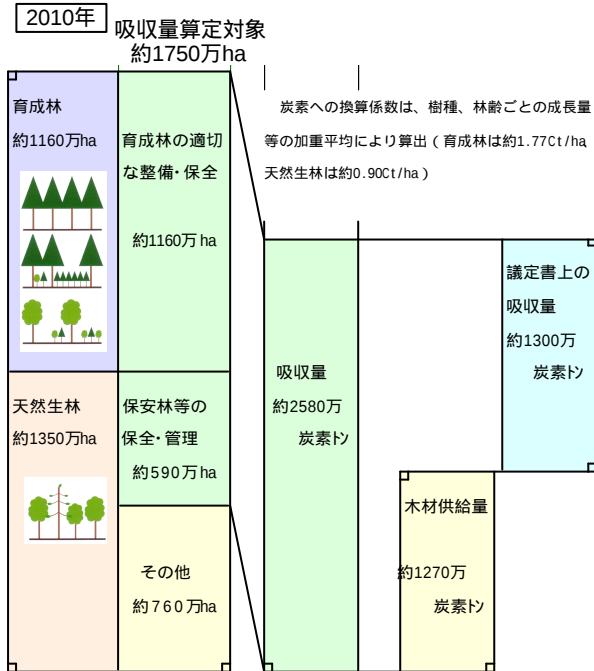


3 今後の国土利用の基本的な在り方

(4) 森林、農地の選択的管理と国民的経営

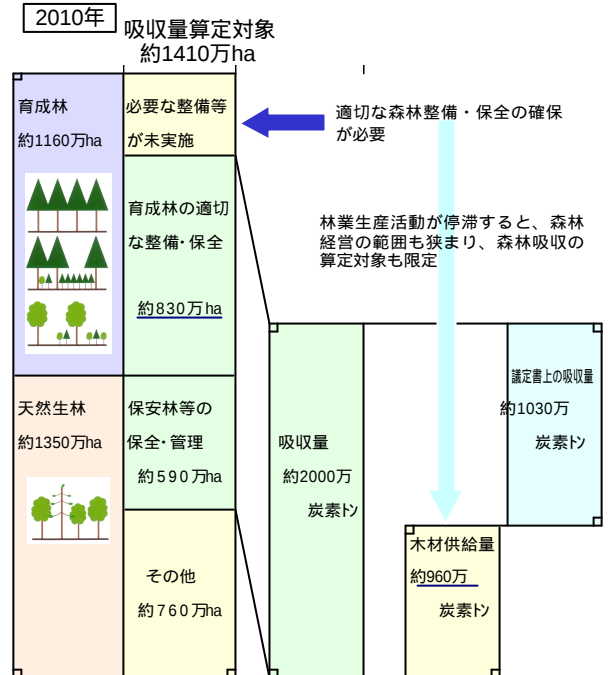
図25 CO₂吸収量確保の見通しについて

森林・林業基本計画の目標を達成した場合の吸収量確保の見通し



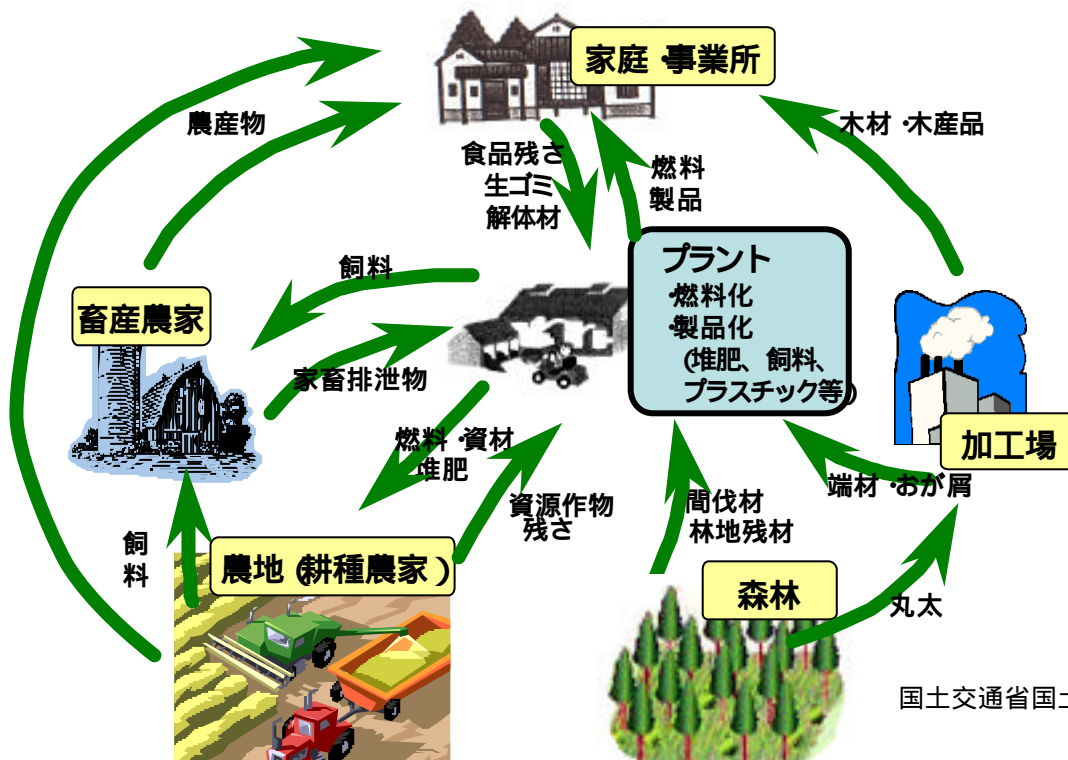
(林政審議会・林野庁提出資料を国土交通省が一部修正)

平成10年～14年ベースで推移した場合の吸収量確保の見通し



吸収量の見通しは補正予算による実績も含めて推計
保安林等の森林は十全に保全・管理がなされているものと想定

図26 バイオマス資源の利活用



国土交通省国土計画局作成

3 今後の国土利用の基本的な在り方

(5) 都市的土地利用の整序・集約化と自然環境の再生・活用

都市圏別 2000年から2050年までの人口減少の影響（趨勢値）

集約化などの施策をとらずにこのまま中位推計で推移した場合の都市圏別の人口、市街地の推計）

区 分	人口	市街地
全国	人口 79%まで減少 (2006年ピーク)	人口 71%まで減少 (総人口の51%→46%) 規模 約8割まで縮小 (1975年の市街地規模まで縮小) 密度 約7800→約7000人/km ²
三大都市圏	中心的都市 1hr圏内	人口 74%まで減少 規模 約9割まで縮小 (ほぼ現在の規模を維持) 密度 約9000→約8100人/km ² 高密度な市街地 (1万人/km ² 以上) は人口、規模ともに半減
	その他	人口 64%まで減少 規模 約7割まで縮小 (1975年の市街地規模) 密度 約5900→約5400人/km ²
	地方中枢都市圏	人口 78%まで減少 規模 約8割まで縮小 密度 約7000→約6600人/km ² 高密度な市街地 (1万人/km ² 以上) は人口、規模ともに半減
	地方中核都市圏内	人口 65%まで減少 規模 約2/3まで縮小 (全国平均よりも縮小する度合いが大きい) 密度 約5700→約5500人/km ²
	地方圏その他	人口 35%まで減少 規模 約1/3まで縮小 密度 約5100→約4800人/km ² 人口、規模とも既に減少している。今後50年間で更に約1/3まで縮減

表4 都市圏別2000年から2050年までの人口減少の影響（趨勢値）

注：メッシュ別人口のデータは総務省「国勢調査報告」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成14年1月推計）」をもとに国土交通省国土計画局作成。2000年までは実績値、その後は国土計画局推計値である。推計は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成14年1月推計）」の中位推計をもとに、人口移動については、過去の趨勢に沿って移動率が減少していくと仮定して別途国土計画局において推計した市町村別人口増減率を当該市区町村に属するメッシュに一律に適用することにより行った。

市街地：国土数値情報において3次メッシュ内の人口密度が4000人/km²以上の地域

3 今後の国土利用の基本的な在り方

(5) 都市的土地利用の整序・集約化と自然環境の再生・活用

図27 市街地面積の推移 (2000年を1)

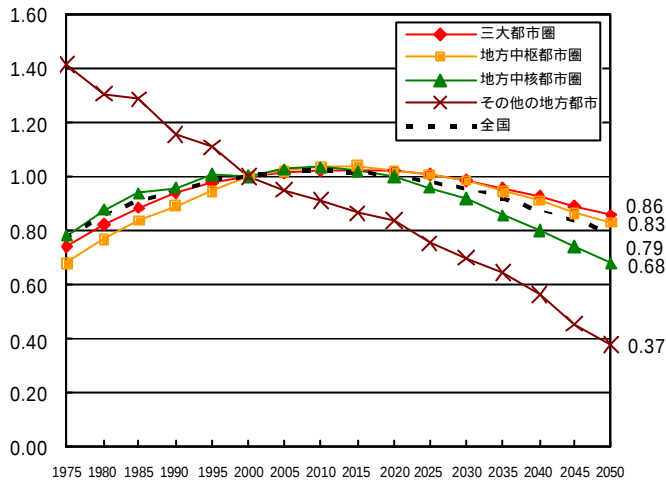
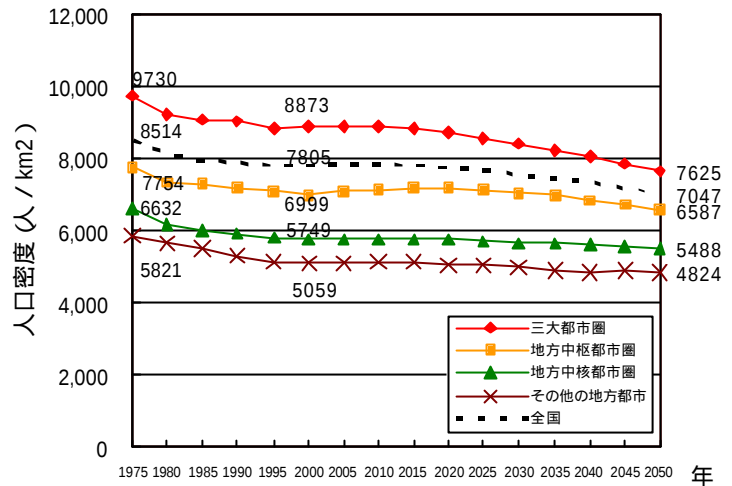


図28 市街地人口密度の推移

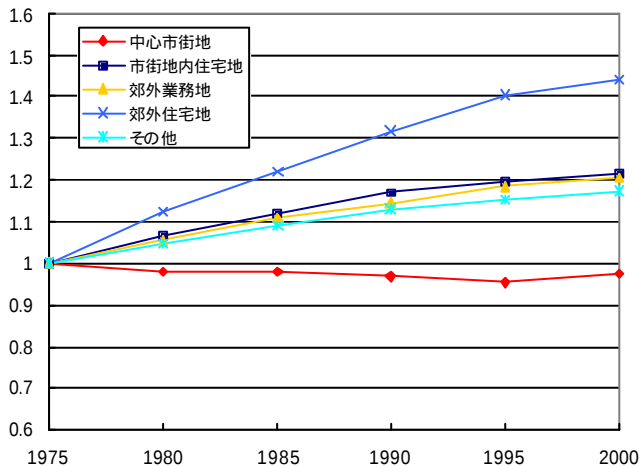


(出典) 総務省統計局「国勢調査」をもとに国土計画局作成。

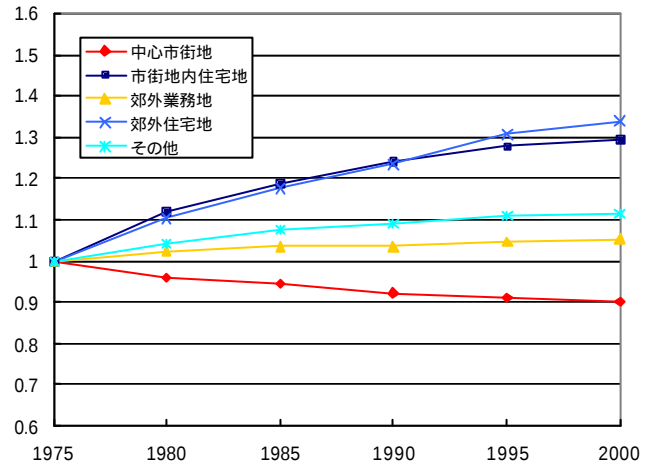
注 人口密度が4,000人/km²以上のメッシュを市街地とした。地方中枢都市圏、地方中核都市圏はそれぞれ地方圏の中枢都市、中核都市の市町村役場を起終点とし、新幹線、有料特急・急行を除く鉄道と高速道路(首都高速等)を除く道路によって1時間以内に到達できる市町村である。(総合交通体系分析システムNAVINET使用)

図29 市街地・郊外別の人口の推移 (1975年を1)

三大都市圏



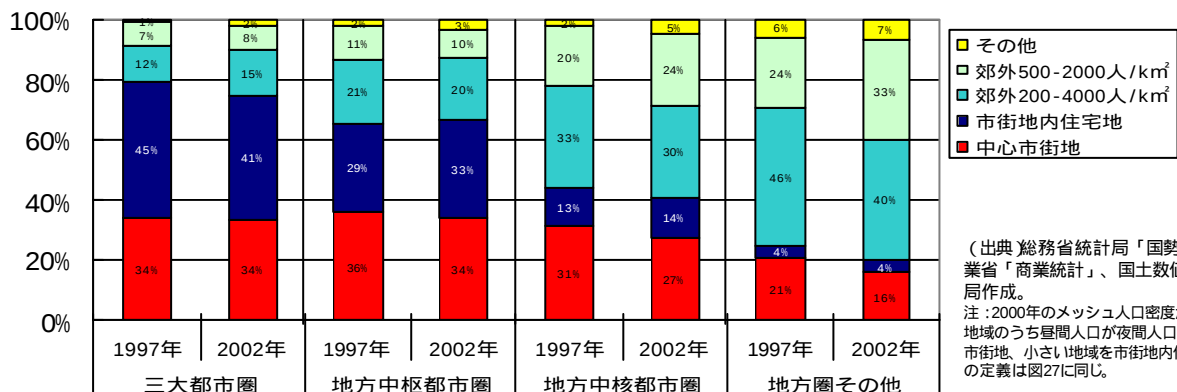
地方圏



(出典) 総務省統計局「国勢調査」および「平成12年国勢調査、平成13年事業所・企業統計調査等のリンクによる地域メッシュ統計」をもとに国土計画局作成。

注 2000年のメッシュ人口密度が4,000人/km²以上の地域のうち昼間人口が夜間人口より大きい地域を中心市街地、小さい地域を市街地内住宅地、500～4,000人/km²の地域のうち昼間人口が夜間人口より大きい地域を郊外業務地、小さい地域を郊外住宅地と定義した。

図30 都市圏別の大型総合スーパー店舗数



(出典) 総務省統計局「国勢調査」および経済産業省「商業統計」、国土数値情報より国土計画局作成。

注 2000年のメッシュ人口密度が4,000人/km²以上の地域のうち昼間人口が夜間人口より大きい地域を中心市街地、小さい地域を市街地内住宅地とした。都市圏の定義は図27に同じ。

3 今後の国土利用の基本的な在り方

(5) 都市的土地利用の整序・集約化と自然環境の再生・活用

図31 通勤通学者（15歳以上）の交通利用手段（2000年）

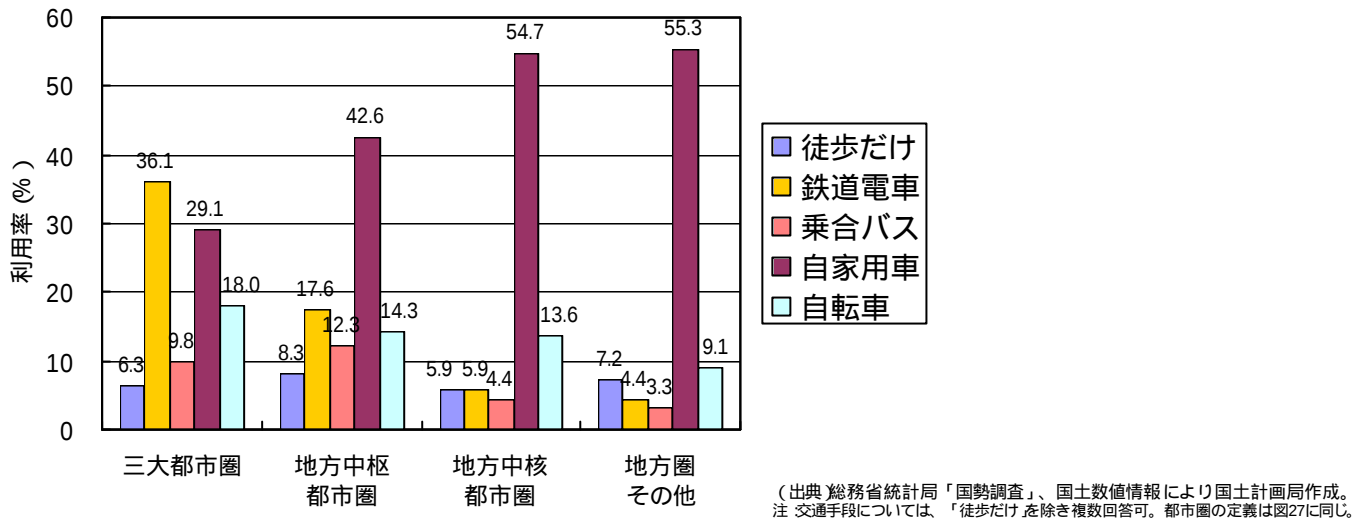


図32 自家用車を利用する通勤通学者数の都市圏別割合（2000年）

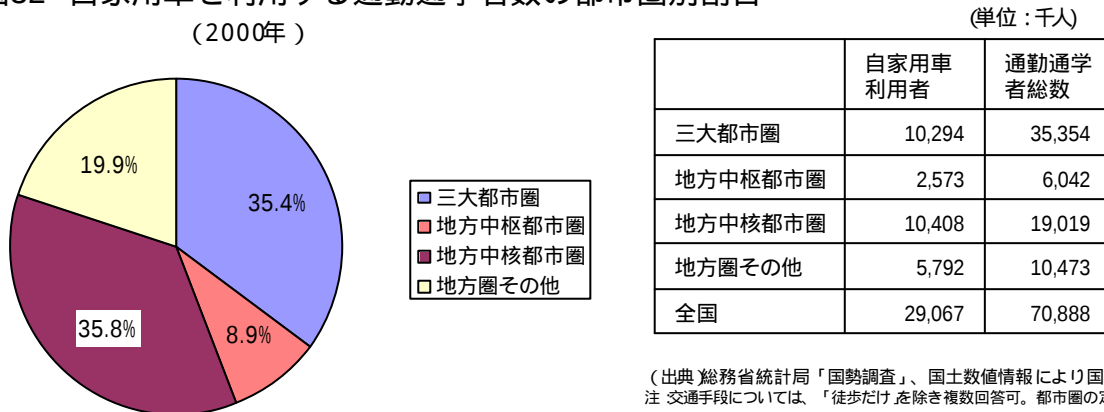
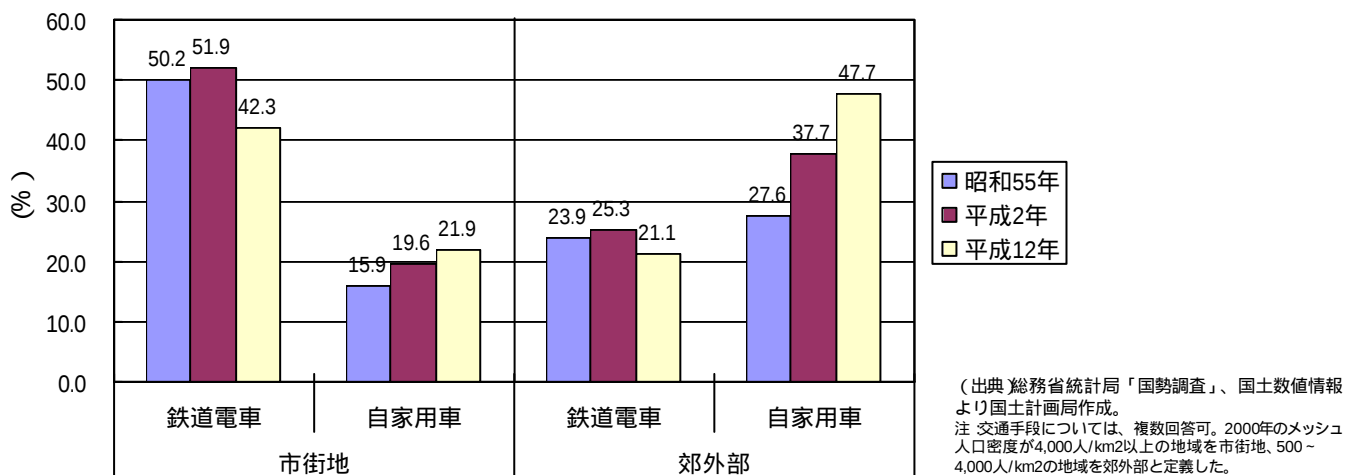


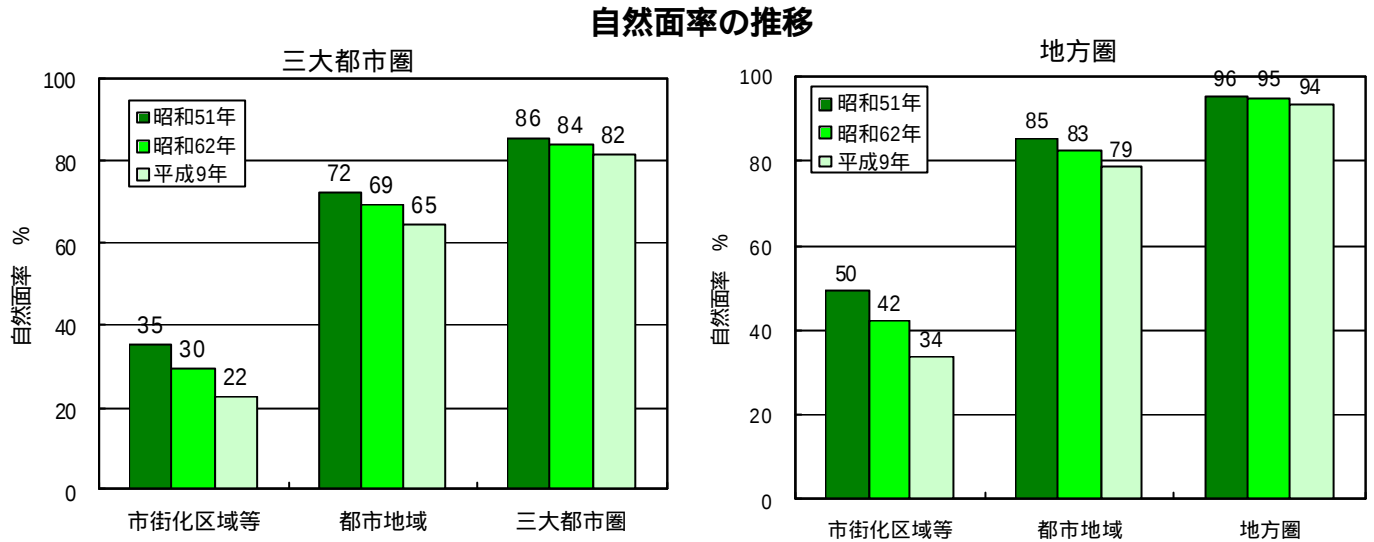
図33 市街地・郊外別の通勤通学手段（三大都市圏）



3 今後の国土利用の基本的な在り方

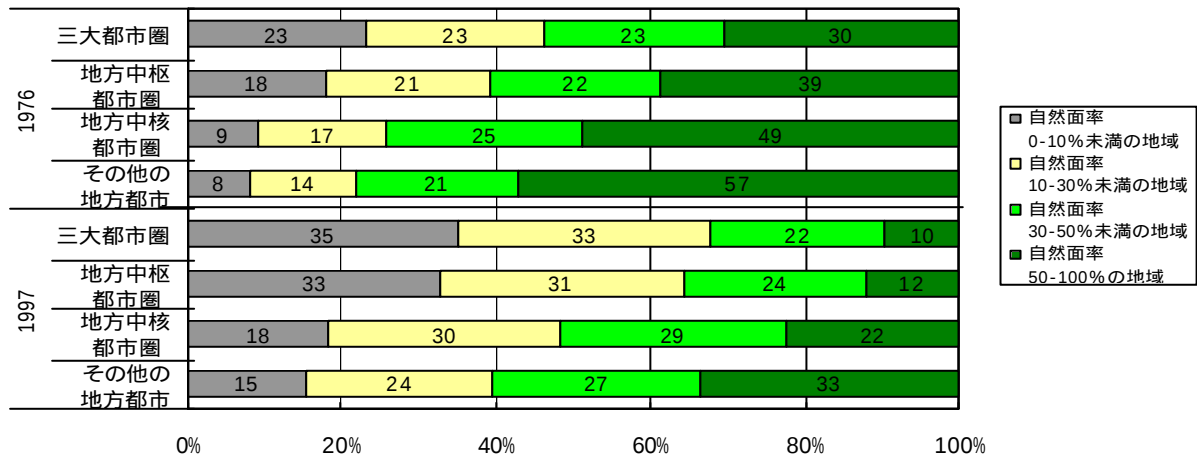
(5) 都市的土地利用の整序・集約化と自然環境の再生・活用

図34 自然面率の推移と都市圏別の市街化区域等の自然面率の分布状況



(出典) 国土数値情報により国土計画局作成。

都市圏別の市街化区域等の自然面率の分布状況



(出典) 国土数値情報により国土計画局作成。

注1) 都市圏の定義は図27に同じ。

注2) 都市地域：国土数値情報の指定地域面積（昭和60年）において、3次メッシュ内の用途地域、市街化区域、市街化調整区域、都市計画区域（用途地域等を除く）の面積の和が、当該3次メッシュ面積の50%以上を占める地域

市街化区域等：都市地域のうち市街化区域と用途地域の面積の和が、都市計画区域（用途地域等を除く）と市街化調整区域の面積の和よりも大きい地域

注3) 自然面率：国土数値情報の土地利用区分において、3次メッシュ内の田、その他の農用地、森林、荒地、河川地及び湖沼、海浜の面積が当該3次メッシュ面積に占める割合